

役員・自営業主・内職者・家族従事者(配偶者が自営業主)の方へ

◇役員・自営業主・内職者・家族従事者の方は、就労証明書と併せて以下の書類の提出が必要です。

【①役員・自営業主・内職者の方】

○必要提出書類（AまたはBの写し）

A. 以下のうち1点

確定申告書、開業届、営業許可証、登記事項証明書など、役員や個人事業を営んでいることがわかる書類

B. 以下の①②の両方（屋号・個人名などが確認できるものに限る。）

- ① 本人が業務を行っていることが分かる書類（店舗の広告、チラシなど）
- ② 売上や収支が分かる書類（請求書、伝票、契約書、納品書など）

＜例1＞ 農業従事者、漁業従事者

- (1) 直近の売上が確認できるもの（販売代金収支内訳書、水揚げ、販売伝票など）
- (2) 田畑の固定資産税の納付が確認できるもの（固定資産税通知書など）

＜例2＞ 店舗経営（飲食店、美容院など）

- (1) 店舗の固定資産税通知書または賃貸借契約書
- (2) 直近の売上が確認できるもの
- (3) 店舗の広告、チラシなど

【②家族従事者（配偶者が自営業主の場合）の方、自営業協力者として従事している方】

○必要提出書類（AまたはBの写し）

A. 以下のうち1点

- ① 直近の配偶者の確定申告書（屋号・配偶者氏名及び専従者として給与賃金が支払われていることがわかるページ）
- ② 専従者として記載されている青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書
- ③ 協力者の源泉徴収票、住民税特別徴収税額通知書または変更通知書など

B. 以下の①②の両方

- ① 給与の支払状況がわかるもの（給与明細、代表者が証明する給与支払証明書）
- ② 従事する業務内容がわかるもの（店舗の広告、メニュー表等）